

With

お客様と共に

Vol.10
2018.Dec.



特集 1

管理責任はどこにある?
知ってトクする
長期修繕計画の「中間領域」

特集 2

賢く! 明るく! 快適に!
総LED化のススメ

第十号の発刊にあたつて

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

前号では、共用部分と一体になった専有部分も共用部分と一緒に清掃したり、修繕したりできることをご紹介させていただきました。

ご好評をいただけましたので、本号でも引き続きご紹介させていただきます。

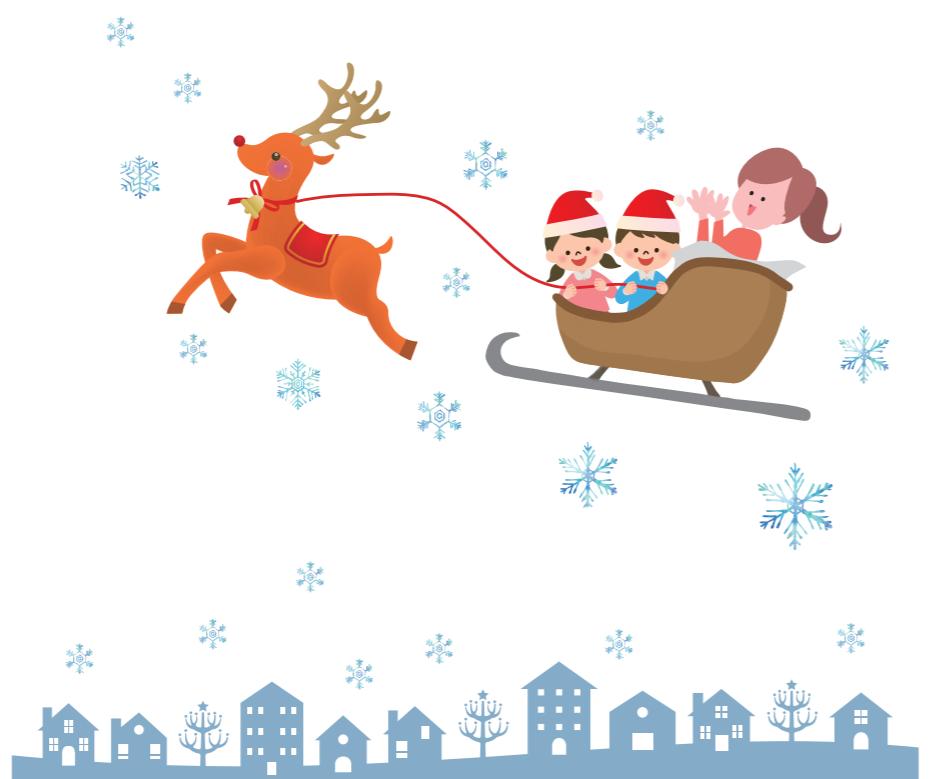
専有部分であれば、勿論お客様個々により修繕をしていくことも可能ですが、共用部分と一体となって行うこともできます。

どうぞ「これとこれ併せてできないか?」「こんなことできないか」と思われましたら、お気軽に担当フロントへお声掛けください。

代表取締役 山田和弘



株式会社エム・シー・サービス
代表取締役 山田 和弘



With の既刊分は当社ホームページにてご覧頂けます。
<https://www.mcservice.co.jp/>

Contents

特集

- 管理責任はどこにある?
- 知ってトクする
長期修繕計画の「中間領域」
- 「中間領域」の範囲
- 「中間領域」の運営
- 「中間領域」の快適可



賢く! 明るく! 快適に!
総LED化のススメ



管理責任はどこにある？

長期修繕計画の「中間領域」



● 「中間領域」ってなに？

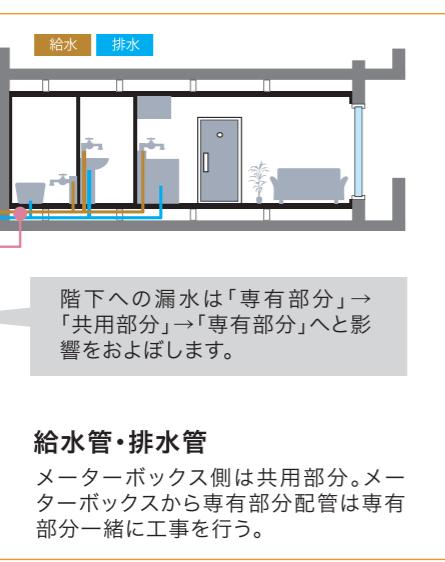
**マンションの価値は
管理組合が握っています**

戸建ではそれぞれの所有者が建物を維持保全する必要があります。（建築基準法第8条）そのため戸建所有者は維持費（修繕積立金）を自ら積み立てておく必要があります。マンション（区分所有建物）は共用部分が存在し、各々区分所有者が自ら管理しなければならない専有部分が存在します。共用部分は区分所有者持分の按分で修繕積立金を積み立て、区分所有者はそれぞれ専有部分の修繕費を積み立てておく必要があります。

ただし、単に共用部分、専有部分に区分できない中間領域も存在します。
長期修繕計画からみる中間領域

皆様が日々共用部分を管理するため、修繕積立金を積み立て、マンションの資産価値維持向上のため適時支出しています。修繕積立金は原則、専有部分には使用できません。しかし、例外があり一般的に共用部分と構造上一体となった部分「中間領域」を修繕するために支出が可能です。

中間領域の範囲



修繕費用はどうするの？

修繕積立金で貯う方法

専有部分で生活している中で設備の不具合（洗濯機のホースが外れた・ユニットバスの自動お湯はり設定が器具の故障で満水になり漏水を起こした。等）で「水を下階に漏らしてしまった」場合など共用部分で加入している保険が適用できる場合があります。（上下階の居住者の協力が必要）

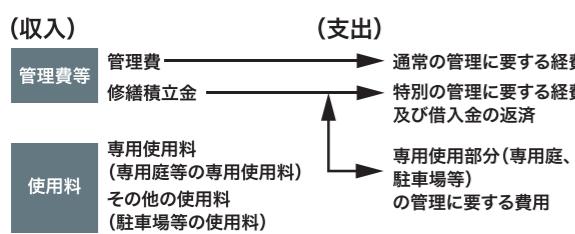
※一般的には、加害者、被害者双方に感情的な対立が存在する場合や、被保険者より得る必要がある。

● ● ● 管理組合の収入および支出の流れ ● ● ●

標準管理規約 第28条 より抜粋

管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。

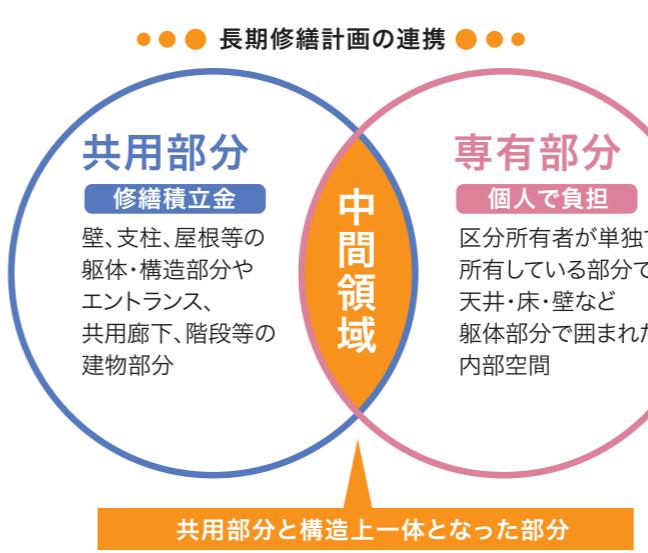
一 定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 三 敷地及び共用部分の変更 四 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理



保険で貯う方法

専有部分で生活している中で設備の不具合（洗濯機のホースが外れた・ユニットバスの自動お湯はり設定が器具の故障で満水になり漏水を起こした。等）で「水を下階に漏らしてしまった」場合など共用部分で加入している保険が適用できる場合があります。（上下階の居住者の協力が必要）

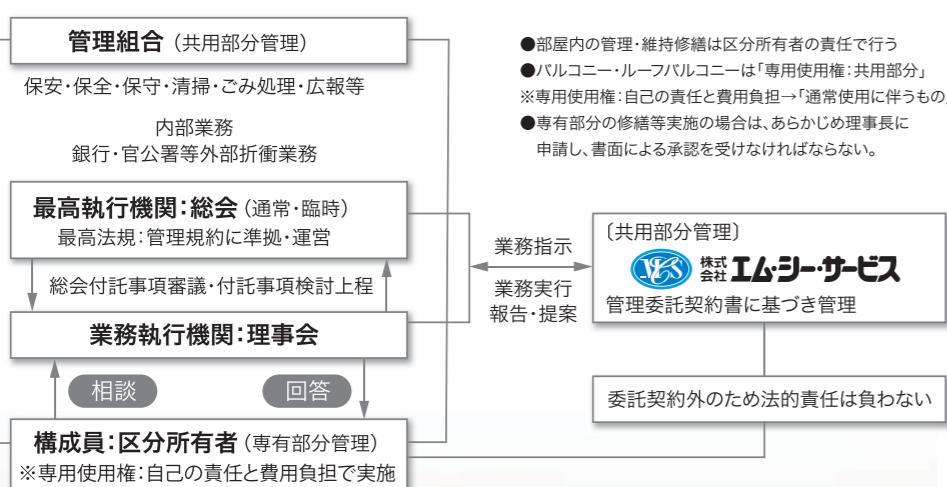
※一般的には、加害者、被害者双方に感情的な対立が存在する場合や、被保険者より得る必要がある。



○○「中間領域」の管理と運営

「中間領域」にはどのようなものがあるのでしょうか？
もう少し詳しく見てみましょう。

○○「中間領域」と上手に付き合うには



「総会」で
審議してもらう
価値はあるね。

管理組合の最高執行機関
総会に参加しましょう

管理組合の業務を執行する機関は理事会が行います。日頃の問題点やマンションの課題を検討し、総会に上程し皆様で審議に諮る手続きを行います。「中間領域」についても区分所有者全体の利益のため総会で審議していくことが大変重要です。皆様の生活を安全安心で暮らすためには、理事会で検討された課題を総会で審議し決定していく、日頃の管理に反映することが大切であり、管理規約（マンションの憲法）を順守しそれぞれの管理組合が、それぞれのマンションに適合したルールを策定することで、資産価値維持向上が実現することができます。

現在のマンションのインターホンシステムは、玄関ドアインターホン子機や、室内インターホン親機は専有部分に属しますが、エントランスの集合玄関機など複雑なシステムと連動している場合、箇所の特定が難しく、また現在の連動機能を維持するために、まずは管理組合や管理会社へ相談することが先決です。

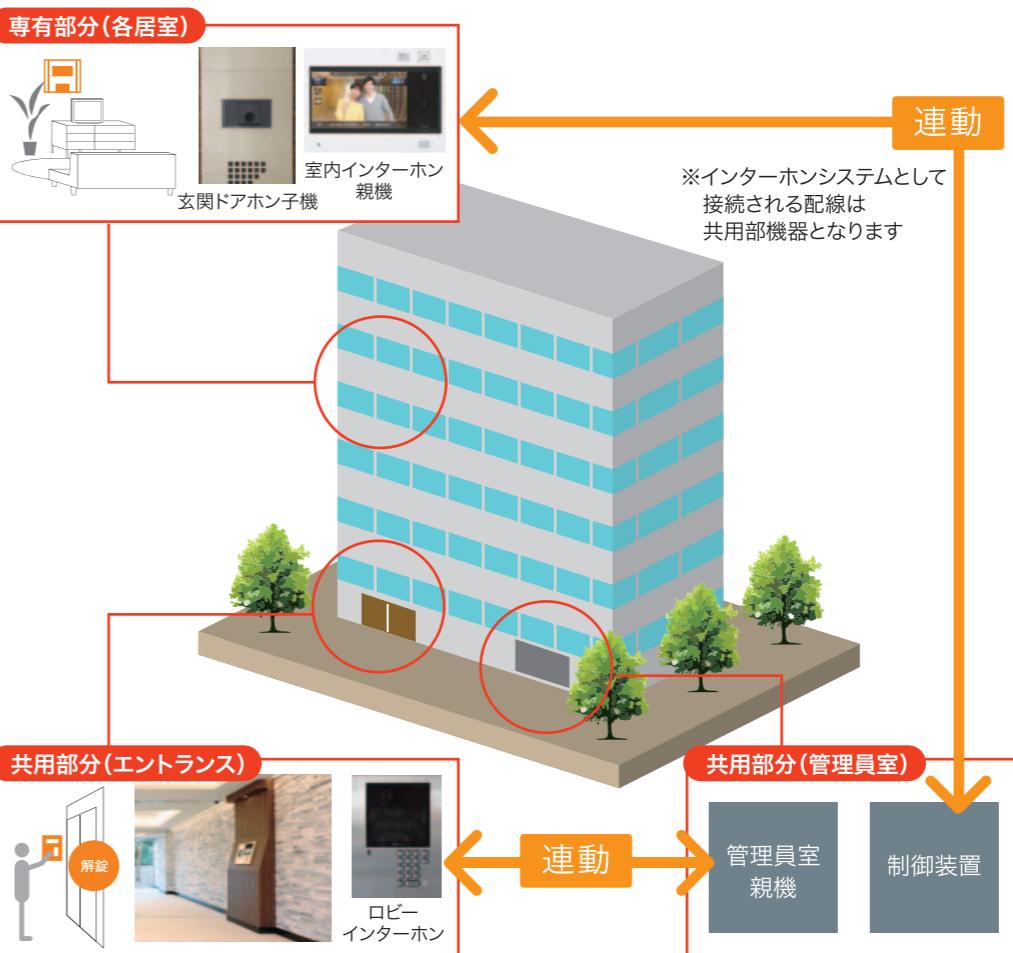
現在のマンションのインターホンシステムは、玄関ドアインターホン子機や、室内インターホン親機は専有部分（来訪者）と室内（居住者）だけで通信する単純なものから大きく進化し、オートロックシステムによる集合玄関の解錠や管理員室による制御、防犯・防災システムとの連動など複雑なシステムが構築されてるため、管理の所在は各マンションの管理規約を確認しておく必要があります。

○○○ インターホン・オートロック ○○○

インターほんシステムの管理所在はどこにある？

管理所在はどこにある？

●●● マンションインターホンシステムの共用部機器・専有部機器の区分 ●●●



お部屋内のインターホンは各自の費用で補修します。しかし、経年劣化・機能劣化等により管理組合全体で取り換える場合は、共用部分の管理と一緒に行った方が効率的な場合が多いと考えられることから、総会決議を経た上で共用部分として取り替えを行います。



「中間領域」をもつと

管理組合全体で検討すれば、個々で対応に苦慮することが少くなり、適切に修繕することができます。
マンションの資産価値維持向上ができます、戸建がないメリットを享受することができます。

快適に改善する。

窓ガラスやサッシ(共用部分)を 快適に改善する

水が建物を壊す要因の一つです。結露が発生し、木コリの付着・カビの発生など衛生環境や部屋内の美観などに影響を与えます。マンションは気密性が高く、結露が発生しやすいため、「複層ガラス」「真空ガラス」に交換し結露の発生を防ぎ、快適なマンションライフを過ごすことができます。ガラスは共用部のため組合に申請しガラスの変更可能ですが、マンション全体で行えば、個人の費用負担の軽減もあることながら、アフターメンテナンスや不具合に管理組合で対応できるため、一人で悩まず安心安全は付保され安心して暮らすことができます。ただし、ガラスが重くなるため戸車交換も検討することが大切です。

2枚のガラスでしっかり断熱! 複層ガラス

2枚のガラスの間は乾燥剤の入った中空層になっています。室内の暖房熱を外に逃がさず、同時に外からの冷たい外気を防ぎます。

2つの窓とサッシで断熱! インナーサッシ

室内側にもうひとつ窓とサッシを設ける内窓(インナーサッシ)は、二重窓構造により窓の外気との温度差を緩和し、窓とサッシ両方の結露を防止します。

真空構造で断熱効果を発揮! 真空ガラス

2枚のガラスとガラスの間を真空にした構造で、熱の伝わる要素のうち「伝導」「対流」を真空層で防ぎ、高い断熱効果を発揮します。

● ● ● 窓によって取り替え費用が変わります ● ● ●

AGC 旭硝子 **PAIR SMART.** 参考価格 ※施工費は別途となります

窓の種類・寸法	価格	窓の種類・寸法	価格
網入曇りガラス 545mm×820mm×2枚	¥40,000	網入透明ガラス(上) 735mm×835mm×2枚	¥100,000 (上下)
網入曇りガラス 765mm×1,180mm(FIX窓)	¥75,000	網入曇りガラス 735mm×815mm×2枚	
網入曇りガラス 745mm×820mm×2枚	¥55,000	網入曇りガラス 895mm×835mm×2枚	¥150,000



サッシの戸車は消耗品

アルミ枠やガラスは耐久性が高く、およそ50年以上使用可能です。
一方で、ガラスの開閉をサポートする戸車は日常的に稼働していく、サッシと接触して回転する樹脂部分が摩耗していくと、レールを破損させ、その結果サッシ交換が必要になるケースが多く見られます。戸車が調子が悪くなった場合は早めに交換するようになります。
また、築25年ごろにマンション全体で取替えれば、共用部長期修繕計画のサッシ交換費用が大幅に削減が見込めます。



戸車は樹脂でできています。市販のステンレス製の戸車に取り換えると、サッシレベルの歪みが発生し、サッシ全体を改修しなければならない状態になり、多額の修繕積立金を支出しなければなりません。



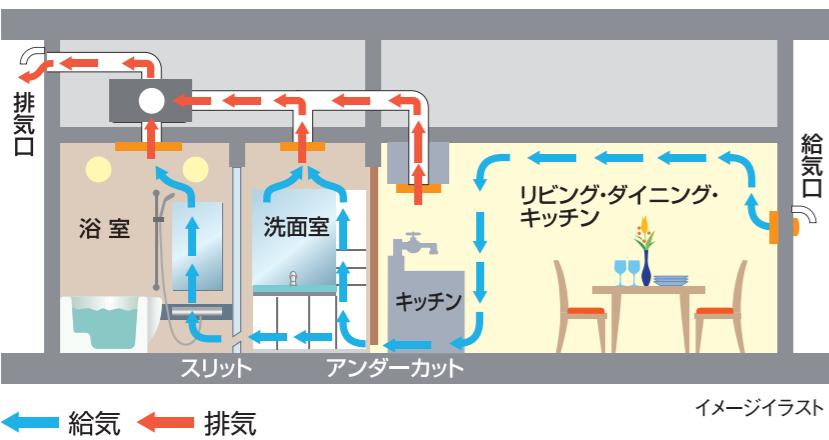
窓ガラスは共用部分です。基本的には管理組合が計画修繕として実施しますが、専用使用権を有する方がその責任において行うことができます。

サッシの部位	共用部分／専有部分
①窓枠(サッシ)	共用部分※
②窓ガラス	共用部分※
③クレセント(鍵)	共用部分※

※ 標準管理規約 第22条 窓ガラス等の改良 より抜粋

共用部分のうち各戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。
2 管理組合は、前項の工事を速やかに実施できない場合には、当該工事を各区分所有者の責任と負担において実施することについて、細則を定めるものとする。

給気・排気は専有部分と共用部分を流れます。
また、排気ダクトは共用部分を通ります。



排気ダクトの性能を維持

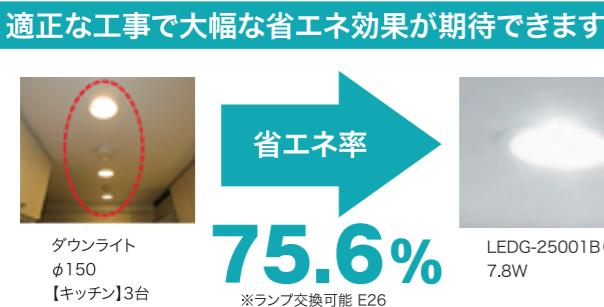
換気扇等は天井内の排気ダクトを通して外部に排気させています。排気ダクトも長年お住まいのうちに汚れやほこりがたまり、換気扇や浴室乾燥機の能力にも支障をきたします。換気能力が低下すると、結露の原因やカビやほこりでハウスダストの排気、浴室が換気されずカビの発生や衣服が乾きにくなどの影響が発生します。

賢く！明るく！快適に！

「総LED化」のススメ。



LEDは正しく設置して明るく快適な生活環境づくりを。



お問い合わせは下記までお気軽に
エム・シー・サービス
ライフサポート課 **TEL.03-3724-8938**
営業時間：火曜～土曜 9:00～18:00

- ● ● 劣化した照明器具は危険です ● ● ●
-
- 化学劣化が進んだ照明器具
寿命の末期になると照明器具内部の電球が熱によって化学劣化を起こします。
- 化学劣化が進んだソケット
熱によって樹脂が劣化し、ヒビ割れを起こし、ランプの落下原因にもつながります。
- 化学劣化が進んだ安定器

照明器具の更新時期は
15年が目安です！

専有部分の照明器具については、ランプ交換だけでLED照明にできる器具と、電気工事が必要な器具が必要な器具とがあります。電気工事が必要な器具は主にダウンライトや蛍光灯器具などがその代表です。これらの照明器具はランプ交換だけではLED化ができません。また、数年後には蛍光灯ランプはメーカーでの生産が終了になる見通しです。また、ランプだけ交換しても現在の器具とLEDランプとのミスマッチにより、LEDランプの効果が発揮されないばかりか、LEDランプが壊れてしまうことが多いです。今後ランプが切れたり、器具不具合が発生した場合は既存の器具では対応できなくなります。

LEDランプの寿命は約40,000時間です。1日約10時間使用しても10年以上ランプ交換は不要で、メンテナンスや省エネの面でも大きな効果が期待できます。

専有部分の照明器具を LED照明器具へ交換

LED化はランプだけでなく 総合的な交換で効果を発揮

管理組合と一体になつて 照明器具を賢く交換

明るく、寿命も長く省エネ効果が期待できるLED電球ですが、居住者による単純な電球交換だけでは十分な効果は得られません。理由として、LED電球は「熱」に弱いため、既存の器具をそのまま流用した場合、使用されている断熱材の影響で器具内に「熱」がこもり、熱劣化によつてせっかくのLED電球が短寿命となってしまいます。

専門的なリフォームをおすすめします。
※断熱施工器具対応品を除く

専有部分の長期修繕計画においても、一般的に照明器具の更新時期は15年が目安となっています。ダイニングにあるシーリングライトや白熱球型照明器具でしたら、ご自身でLEDランプへ取替えることが可能ですが、白熱球型以外のダウンライトや安定器のある蛍光灯器具などは、専門業者でなければ交換できず、工事も伴います。また、その工事をどこに頼んでいいかもわからせん。そこで、前ページにございました「中間領域」として取り扱えれば、管理組合が交換作業を一齊に行うことができ、費用も安く、技術的にもアフターサービスの面でも安心できます。

株式会社ケア21の福祉用具サービスのご紹介

株式会社ケア21は、在宅・施設事業を中心に保育事業、障がい者支援等を全国展開している総合福祉事業の会社です。在宅生活において介護保険制度を利用したベッド・車いす等のレンタルおよび特定福祉用具の販売、住宅改修など日常生活を快適に、便利にする各種福祉用具のご紹介をいたします。

介護保険による福祉用具レンタルの利用手順

介護保険制度では、対象項目をレンタルする場合、レンタル料／月が介護保険自己負担額でご利用になります。介護保険を利用する場合は、下記の手順を参考にしてください。
※要介護度の別に定められた限度額の範囲内です。介護保険制度によるサービス利用料の合計がその限度額を超えた場合、その部分については全額利用者の負担になります。

1 福祉用具をレンタルするためのケアプランを作成します。
要介護者の場合は、担当のケアマネージャーに、要支援者の場合は、地域包括センターにケアプランの作成を依頼します。

2 ケアマネージャー（地域包括支援センター）より福祉用具貸与依頼が提出されます。
ケアマネージャー（地域包括支援センター）より、ケアプランに基づいて、指定の福祉用具貸与事業者に貸与依頼が出されます。

3 福祉用具の選定、契約を行います。
福祉用具の貸し出しが開始され、支払いを行います。
指定の福祉用具貸与事業者がカタログ等をお持ちし、福祉用具を選定します。契約後、福祉用具が貸し出されます。利用者は、福祉用具貸与事業者に対し介護保険自己負担額を支払います。

4 福祉用具貸与事業者に
国民健康保険団体連合会（都道府県）より
利用料金から介護保険自己負担額を除いた金額が
支払われます。

福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会に
利用料金から介護保険自己負担額を除いた金額を請求し、
国民健康保険連合会より利用料金から介護保険自己負担額を
除いた金額が支払われます。

5 定期的にモニタリングを行い、
ケアマネージャー（地域包括支援センター）に
報告されます。
すぐなくとも6ヶ月に1回は、福祉用具貸与事業者により
モニタリングが行われ、その結果がケアマネージャー（地域包括支援センター）に報告されます。

● 各種資料請求・福祉用具に関するすべてのお問い合わせはお気軽にお電話ください。

「エム・シー・サービス」と提携しているため、優先的にご入居できます。また、介護・管理スタッフも募集しています。ご希望の方はご連絡ください。

03-5631-6421

営業時間：月曜日～金曜日 9:00～18:00



介護保険が適応されるレンタルの種類

下記の項目は、介護保険福祉用具の貸与適用商品で、要支援以上の方は介護保険自己負担額で借りる事が出来ます。



※ ■は要介護2以上からレンタル可能です。

商品の詳細につきましてはお問合せください。

福祉用具販売サービス

介護度ごとに定められている毎月の利用限度額とは別に毎年10万円を上限枠として介護保険自己負担額で特定福祉用具がご購入できます。

住宅改修

工事や改修と聞くと大掛かりだと思われる方も一度お問合せください。介護保険にかかる工事はもちろんその他、安全で快適な暮らしをご提案させていただきます。



関東圏内福祉用具事業所

- ◆ ケア21東京
- ◆ ケア21東京西部
- ◆ ケア21東京城北

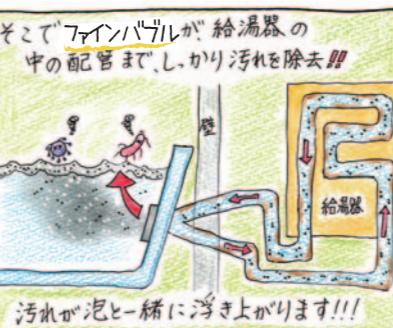
おそうじキャンペーン

1 フайнバブル 追い焚き配管洗浄

なかなかきれいに洗浄できない追い焚き配管をファインバブルできれいにお掃除。

毎日きれいにしているユニットバス。ただ一点手が届かないところが追い焚き配管！追い焚き配管の洗浄は汚れがコピりついて、市販の洗浄剤ではなかなか汚れが取れません。温浴剤など使えば、ますます汚れが…ファインバブルの力で汚れを除去します。

作業時間：約60分～
¥19,000 (税込)

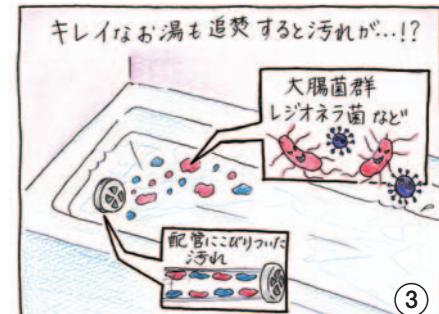


2 浴槽エプロン 高圧洗浄

お風呂の浴槽の裏、のぞいて見たことがありますか？

普段のお掃除では取り付、取り外しに手間のかかる大変なお掃除をプロが代行いたします。

作業時間：約30分～
¥7,000 (税込)



① フайнバブル + ② 浴槽エプロン高圧洗浄

**セット特別価格
¥25,000** (税込)

壁掛け標準タイプ 1台目
¥12,000 (税込)
追加施工(2台目以降) **¥9,000** (税込)
お掃除機能付き／単価にプラス **¥8,900** (税込)
室外機簡易洗浄オプション **¥4,200** (税込)

特典 防カビコート(通常料金¥5,400)をサービス施工いたします。



3 エアコン クリーニング

ハウスクリーニング・空調メンテナンスのプロがきれいで快適なエアコンライフをご提案します。

4 エアコン メンテナンス

メンテナンスすることで、本来の性能を発揮し、冷暖房効率が上がり、節電も期待できます。



配管テープ巻き直し **¥6,000** (税込)～
ドレンホース交換 **¥3,000** (税込)～
配管化粧カバー仕上 **¥10,000** (税込)～
ドレンホース塗装仕上

エアコン本体の購入をお手伝い、換気機能付き等、取り付け可能なエアコンの選定をアドバイスいたします。
「隠蔽・先行配管」のエアコン入れ替えも可能です。
エム・シー・サービスへご相談ください。

TEL 03-3724-8938 info-lifesupport@mcservice.co.jp

ライフサポート課 営業時間：火曜～土曜 9:00～18:00

11

給湯器の交換は 壊れる前に

築10年を超えたら要注意！異音がする？
音がうるさい？温度が安定しない！？
こんな症状が出る前に給湯器は交換がオススメ。
新品に交換して安心の次の10年を迎えましょう。

ガス給湯器交換のご案内

急に壊れて困る前に



ガス温水暖房給湯器
給湯器の寿命は10年といわれています。

故障する前に 前兆をチェック

- ◎点火時に大きな音がする
- ◎運転中の音が大きい
- ◎お湯の温度が安定しない

一つでも当てはまる
場合は要注意！



メーカー通常
2年保証を 安心の【無料】5年保証

[標準タイプ] GTH-2050AWX3H (PS設置・標準排気)
リモコン2台・床暖房リモコン1台・標準取付部材

標準取付工事費込

¥491,000 (税込) 47%off → ¥260,000 (税込)

[エコジョーズタイプ] GTH-CV2052AWX3H (PS設置・標準排気)

リモコン2台・床暖房リモコン1台・標準取付部材

標準取付工事費込

¥623,000 (税込) 48%off → ¥327,000 (税込)

※タイプにより取付できない場合がございます。上記以外は別途お見積り致します。

浴室暖房乾燥機交換のご案内

カビや洗濯物の強い味方

浴室暖房乾燥機

カビの抑制

室温の寒暖差による身体の負担軽減

雨天時の洗濯物乾燥



[標準タイプ] BS-132EHA

リモコン1台

¥172,800 (税込) 50%off → ¥88,000 (税込)

[プラズマクラスター付] BS-112HM-CX

リモコン1台

¥209,000 (税込) 50%off → ¥105,000 (税込)

※各マンションによって機種
が異なり参考価格ですので
個別にお問合せ下さい。

マンションのメンテナンスすべてのお問い合わせはお気軽に

TEL 03-3724-8938

info-lifesupport@mcservice.co.jp
ライフサポート課 営業時間：火曜～土曜 9:00～18:00



0120-208-643

www.mcservice.co.jp

※本誌記載の内容は2018年11月20日現在のものとなります。

マンションライフに関する事、
全て私たちにお任せ下さい。